

1 中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難である  
2 と研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修医から管  
3 理者に申し出た場合」の2通りある。

4 管理者が臨床研修の中断を認めるには、以下のようなやむ  
5 を得ない場合に限るべきであり、例えば、臨床研修病院また  
6 は研修医による不満のように、改善の余地があるものは認め  
7 るべきではない。

8  
9 ①㊦ 当該臨床研修病院の廃院、指定取り消しその他の理由  
10 により、当該研修病院が認定を受けた~~された~~研修プログラ  
11 ムの実施が不可能な場合。

12  
13 ②㊦ 研修医が臨床医としての適性を欠き、当該臨床研修病  
14 院の指導・教育によっても改善が不可能な場合。

15 ~~③㊦ 当該研修医が親の介護等を行わなければならない場合。~~

16 ③㊦ 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により研修を長期に  
17 わたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満  
18 たすことができない場合であって、研修を再開するとき  
19 に、当該研修医の履修する研修プログラムの変更、廃止  
20 等により同様の研修プログラムに復帰することが不可能  
21 であると見込まれる場合。

22 ④㊦ その他正当な理由がある場合

## 23 24 (2) 中断した場合

25 管理者は、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研  
26 修医に対して臨床研修中断証を交付~~発行~~しなければならない。

27 この時、管理者は、研修医の求めに応じて、他の臨床研修病院を  
28 紹介する等臨床研修の再開のためを行えるような他の臨床研修  
29 病院を紹介する等の支援を行う必要がある。また、管理者は中断